

寒河江市農業経営改善支援センター設置要綱

(目的)

第1条 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想が目標としている経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成とそれら経営体が地域の農業の生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指して、法第12条第1項の規定により農業経営改善計画が適当である旨の本市の認定を受けようとする者及び同条第4項の規定により本市が認定した者等（以下「認定農業者等」という。）に対する支援相談活動を実施するため、農業経営改善支援センターを設置する。

(名称及び場所)

第2条 農業経営改善支援センターの名称は寒河江市農業経営改善支援センター（以下「支援センター」という。）とし、支援センターを寒河江市農林課に置く。

(業務)

第3条 支援センターは、目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 認定農業者制度の啓発・普及
- (2) 農業の経営改善に関する相談
- (3) 認定農業者等研修会の開催
- (4) 農業経営改善スペシャリスト相談会の開催
- (5) 部門別経営改善相互研さん会の開催
- (6) 認定農業者等への経営指導
- (7) 農業経営改善計画認定制度の活用方策説明会の開催
- (8) 認定農業者協議会活動への支援

(運営)

第4条 支援センターに運営委員会を置き、構成は次に掲げる機関の代表者をもって充てる。

- (1) 寒河江市農林課
- (2) 寒河江市農業委員会事務局
- (3) 村山総合支庁産業経済部西村山農業技術普及課
- (4) さがえ西村山農業協同組合寒河江営農生活センター
- (5) さがえ西村山農業協同組合営農企画部

2 支援センターは、関係機関・団体と連携し運営にあたる。

3 支援センターに関する事務は、寒河江市農林課の職員があたる。

(相談指導体制)

第5条 認定農業者等の相談に適切に対応するため、支援センターに農業関係機関及び団体の担当者からなる相談支援チームを置く。

2 相談支援チームの構成は、次に掲げる機関の者をもって充てる。

- (1) 寒河江市農林課
- (2) 寒河江市農業委員会事務局
- (3) 村山総合支庁産業経済部西村山農業技術普及課
- (4) さがえ西村山農業協同組合寒河江営農生活センター

(5) さがえ西村山農業協同組合営農企画部

3 認定農業者の組織づくり及び活動を支援・助長するため、経営改善支援活動推進員を置くことができる。

4 経営改善支援活動推進員は、寒河江市長が任命する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、運営委員会において協議し決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。